お年寄りが安心できる介護制度に！
介護保険学習会
2012年度介護保険事業計画見直しに向けて

介護保険の現状は、「介護の危機」というべき状態です。2011 年６月に改正された介護保険法に、多くの人から不安の声が上がっています。

2012 年度の介護保険事業計画策定に向けて、制度改悪の中味を学習して、介護保険制度改善の運動を強めたいと思います。

誘い合って、たくさんご参加ください。

日時　2012 年 1 月 14 日（土）午後 2 時～4 時半

場所　尼崎市立労働センター集会室　（労働福祉会館の南東）

講師　日下部雅喜氏　大阪社会保障推進協議会介護保険対策委員
「２０１２年度からの介護保険はどうなるのか」

報告　日本共産党・松村ヤス子市議　市議会･健康福祉常任委員会委員長
「尼崎市介護保険事業の見直し計画」

参加費　無料

ー増え続ける負担ー

- **高齢者の介護保険料の引き上げ！**
- **軽度の要支援１・２の人の自己負担２割へ！**
- **ケアプラン作成の有料化（毎月１０００円）！**
- **一定以上所得者の利用者負担の引き上げ！**
- **生活援助時間の短縮（基本６０分を４５分）**

尼崎労働センター

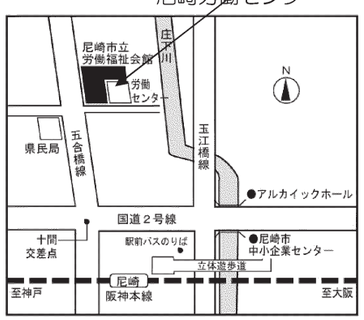

尼崎社会保障推進協議会（尼崎社保協）
連絡先　尼崎市南武庫之荘 11－12－1　ひだまりの里気付
☎06－4962－5920　（担当 堤）

兵庫県保険医協会
尼崎支部ニュース
328 号
2012 年 1 月 5 日付

〒 660-0055　尼崎市稲葉元町 2 － 11 － 10　八木クリニック内
兵庫県保険医協会尼崎支部　TEL06-6417-6600　FAX06-6417-6011

ー新年のご挨拶ー
社会保障充実の一年に

尼崎支部長　　八木　秀満

頌春

新年にあたり、一言、ご挨拶申し上げます

昨年末、北朝鮮の総書記の死亡報道が流れる中、橋下大阪新市長が「大阪都構想」を引っさげて東京へ向かいました。橋下市長のやり方については、問題視する意見や変化を期待する意見など、さまざまであります。しかし、税金を上げるほか、何もできない政治家よりましではないでしょうか。世界の情勢が何か変わっていきそうな一年と思われます。

今年は、医療保険と介護保険の同時改定の年です。前回は１０年ぶりの「プラス改定」と言われましたが、実感はありませんでした。今回は、「東北大震災」の影響でまず「プラス改定」はないと思います。しかし、「不合理な算定要件」や、「無理な介護保険への移行」を許してはなりません。今年も、厚生労働省も期待している保団連発行の『改定のポイント』で検討会を予定しております。ご期待ください。

皆様、今年も、社会保障の充実を実現するために、協会活動をすすめていきましょう。

謹賀新年
今年もよろしくお願い致します

幹事一同

金楽寺健康教室

高齢者は重症化に要注意

支部が震災対策として取り組む、金楽寺復興住宅での健康教室を 11 月 30 日に開催。

今回は「インフルエンザ･肺炎の予防」をテーマに、勝谷医院 (七松町) 院長の勝谷友宏先生が講師を務め、入居者ら 13 人が参加した。

講師は、インフルエンザについて「致死率は低いとされているが、多い時で年 1 万人以上死ぬこともある恐い病気。なかでも高齢者は、発症数は少ないが死亡者数は多い」とデータで紹介し、インフルエンザの種類や症状、治療法について説明した。

「積極的に予防接種を」と呼びかけた

また肺炎は日本人の死因の 4 位、高齢者の死亡理由ではトップであり、インフルエンザにかかって肺炎になるケースが高齢者には多いことを紹介したうえで、規則正しい健康的な生活習慣や、禁煙、誤嚥を防ぐ、口の中を清潔にする、肺炎球菌ワクチンの接種などアドバイスした。

第 456 回幹事会だより

12 月 16 日（金）於・長洲西通・「みなと」　参加：９人

◆尼崎支部の会員数と組織率

12/15 現在　医科 382 人（83%）、歯科 135 人（53%）

◆医療をめぐる情勢と運動対策

次回診療報酬改定、県立新病院、会員署名の取り組みなど意見交換した。

◆当面の支部活動

1 月 25 日 (水)13：30 ～金楽寺健康教室、2 月 9 日 (木)18：30 ～第 82 回医療と福祉を考える会、3 月 23 日 (金)14：00 ～診療報酬改定研究会を開催予定。

◆次回の幹事会

1 月 27 日 (金)20 時から立花・「味良久」で開催予定。

お問い合わせは℡ 078-393-1805 長澤まで

「安心して受けられる医療の実現を求める請願」

署名にご協力ください！

お問い合わせ、追加注文は、℡ 078-393-1807 まで

尼崎アスベスト裁判

有害性　60 年代すでに国際的なコンセンサス

－森裕之立命館大学教授が証言

21 日の証人尋問への傍聴支援を訴えた

環境型の尼崎アスベスト訴訟の第 25 回弁論が 12 月 1 日、神戸地裁で行われ、森裕之立命館大学教授が原告側証人として証言した。120 人の支援者が傍聴した。

森教授は、「少なくとも 20 世紀初頭から、アスベストの発がん性を含む有害性については知見が集積していた。1955 年のドール論文、60 年のワグナー論文によって、アスベスト (青石綿) と中皮腫の因果関係や、環境曝露によって中皮腫が発症することが確立され、64 年のニューヨーク科学アカデミーで医学的知見は国際的コンセンサスを得ていた。日本でも並行して研究され、情報も瞬時に入ってきていた」と指摘。

さらに、国が簡易水道政策、建築基準法などでアスベストの積極的使用を推進し、クボタ等のアスベスト業界が外貨割り当て（当時は、アスベストなど原材料を輸入する際には国が外貨を政策的に割り当て、外貨がなければ輸入できない仕組みだった）を優先的に利用し利潤追求に走ったこと、業界大手３社のうち、ニチアス、アスク（現・エーアンドマテリアル）は 1970 年代後半から使用量を減らしたが、クボタは 88 年をピークに大量のアスベストを使用し続けたことなど、「危険性を知りながら周辺地域に甚大な被害をもたらした」と指摘した。

報告集会で森教授は「クボタ周辺の健康被害は世界に類を見ない環境被害であり、闇に葬ることは許されないとの思いで証言した。今、アジア各国にアスベスト工場が移転し、深刻な公害を輸出している。このクボタと国を相手取った裁判は世界史的に重要」と述べ、「いのちが何よりも大切。泉南アスベスト控訴審判決にひるむことなく頑張ってください」と原告･弁護団､支援者を励ました。

次回証人尋問は 12 月 21 日。3 月 21 日に結審をむかえる。

また労災型裁判の第 11 回口頭弁論が 12 月 9 日、神戸地裁で行われ 30 人が傍聴席を埋めた。

クボタはこれまで、「孫請けにまで安全配慮義務はない」「アスベストを飛散させていないし曝露もない」「アスベストの危険性の知見は当時なかった」などと主張し、加害責任を回避してきた。

この日、原告弁護団は「孫請けで働いていたＹさんとの契約関係があってもなくても、『特別な社会的接触』関係にあり、Ｙさんに対しても安全配慮義務は及ぶ」と反論。

さらに、「クボタ旧神崎工場に勤務する下請け、孫請けを問わず、全ての労働者はクボタの経済的利益のために働いていた。とくに毒性が高い青石綿を大量に使う『極めて危険な場所』を提供して利益を上げていたクボタはその責任を負うべき」、「しかもクボタは、アスベストの危険性に関する最先端の知見に触れる（アスベスト業界での）地位にあるとともに、安全対策を取るための十分な資金も有していた」と、クボタの責任を追及した。

次回口頭弁論は２月 20 日。